

12月号



# おお青色便り もり

No.0628

一般社団法人 大森青色申告会

平成29. 12. 1

## 年末年始 業務案内

年末は  
平成29年12月27日(水)午後5時まで  
年始は  
平成30年1月9日(火) 午前9時より  
よろしくお願ひいたします

## 会員必携販売のご案内

平成30年度版 青色申告会会員必携を  
事務局にて販売しております。  
会員価格 一冊 300円

## ご披露

平成29年10月25日(水) 三田共用会議所において  
税務大臣、国税庁長官納税表彰が行われ当会  
会長の九頭見義雄が財務大臣表彰を授彰いたしま  
した。



事務局入り口に平成29年12月末まで、授与されま  
した表彰状並びに記念品を展示しております。

## 役職員研修会のお知らせ

年4回開催される研修会の第4回目(最終回)。  
研修会のタイトルは役職員となっておりますが当会  
の会員の方ならどなたでもご参加いただけます。

研修会タイトル「平成29年決算・申告について」  
開催日：平成29年12月11日(月)  
開催時間：午後4時～午後5時  
会場：(一社)大森青色申告会 2F  
申込：事務局までお電話にてお申込ください  
締切り：平成29年12月6日(水)

お申込は、03-3771-8859  
(一社)大森青色申告会事務局まで

## 「確定申告期間のご案内」 発送のお知らせ

平成29年分確定申告決算作成の時期が近づいて  
参りました。今年も昨年同様に、確定申告決算作成  
のご相談は、予約制にて開催させていただきます。

12月の下旬頃に「確定申告期間のご案内」を、そ  
の他の必要書類と併せて透明封筒に入れて郵送いた  
します。お手元に届きましたら必ず開封してい  
ただき、内容の確認をお願いいたします。なお、既  
にご登録いただいている方は、「減価償却計  
算表」も同封させていただいておりますので、併せて  
ご確認をお願いいたします。

平成29年12月15日を過ぎてもお手元に「確定申告  
のご案内」のお知らせが届かない場合やご不明な  
点等ございましたら、お手数ですが事務局までご連  
絡をお願いいたします。

# 平成二十九年度 納税表彰式 挙行される

平成二十九年十一月十六日(木)午後  
三時四十五分より池上朗峰会館に於い  
て、大森税務署・大森税務六団体の共催  
による平成二十九年度納税表彰式が執  
り行われた。当会からは永年にわたり  
青色申告の普及と納税道義の高揚に寄  
与され、当会の発展に貢献された次  
の方々が表彰された。

(敬称略・順不同)

受彰者の皆様  
おめでとうございました。



↑納税表彰 受彰者



長瀬チエ子



加藤勝江



吉田登

◎(一社)大森青色申告会会長表彰  
加藤勝江(幹事 大森東)  
長瀬チエ子(幹事 大森西)  
吉田登(幹事 理容)



◎大森税務署長感謝状  
トンプソン 有子(青色推進委員馬込)



田中節子



加藤久忠

◎大森税務署長表彰  
田中節子(幹事 入新井)  
加藤久忠(幹事 理容)



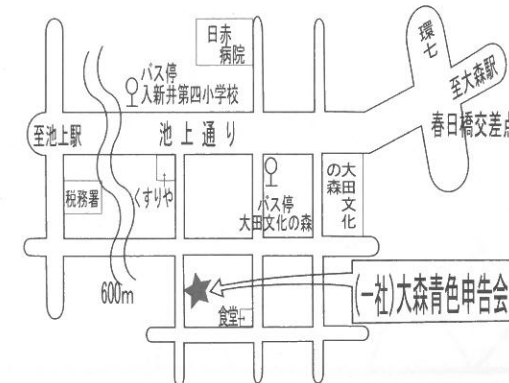
平成二十九年十一月二十八日(火)  
大田区民ホールアプリコに於いて都税  
事務所所長感謝状贈呈式が行われ、  
当会理事の瀬山光一が受彰いたしま  
した。

## 新年賀詞交歓会のご案内

期日 平成30年1月18日(水)  
時間 午後6時00分開会  
※午後5時30分より受付開始  
会場 大田文化の森 4階 第3集会室  
会費 3,000円  
当日会場にてお支払下さい  
お申込は事務局まで!

## 一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 九頭見 義雄  
大田区中央3丁目10-18  
TEL: 03 (3771) 8859  
FAX: 03 (3773) 6388  
Eメール: aoiro-o@nifty.com



予約制 事務局に申込み  
時間 申込順で30分位

無料法律相談日  
12月14日(木)  
12月20日(水)

保険の相談  
ご希望の方は事務局迄

「平成30年より配偶者控除が変わります」の巻

これまで配偶者の給与収入が103万円を超えると控除される金額が減っていたのだけども、

配偶者控除について変わるの？

そうよ

ほんど!?

今回の改正で配偶者控除の対象となる配偶者の給与収入の上限が引き上げられたのよ

例えば納税者の合計所得が90万円以下で配偶者の給与収入が150万円以下の場合なら最大額38万円の控除が受けられるの

103万  
↓  
150万

控除額は納税者の所得と配偶者の給与によって変わるの

所得によって控除額が違うんだあ

適用されるのは平成30年からだから気を付けてね

はい!!

そうなんだあ

納税者の合計所得が100万円を超えるとこの控除は受けられないよ

所得制限 (万円)	控除額 (万円)
1000	0
100	0
96	0
93	0
26	0
12	0
24	0
38	0
36	0
31	0
21	0
18	0
26	0
14	0
21	0
11	0
16	0
8	0
11	0
4	0
6	0
2	0
4	0
6	0
1	0
2	0
3	0

平成29年分年末調整ご相談会のご案内

12月は従業員・専従者等、給与所得者の年末調整を行う月です。当会では、下記の日程にて年末調整相談会を行います。年末調整のご相談は先着順の受付となりますので、お出かけ前チェックリストをご確認の上、お時間に余裕をもってご来所ください。

期間：平成29年12月18日(月)より同年12月27日(水)、平成30年1月9日(火)より同年1月22日(月)  
受付時間：月～金(祝日除く) 午前9時～11時、午後1時～15時30分

お出かけ前チェックリスト

①	所得税源泉徴収簿(1月から12月まで記入して下さい) ※ お持ちでない方はお給料の支給日と支給額が分かるものと従業員の方の住所・生年月日・マイナンバーの番号の分かるものをご持参ください。	④	前期分納付書(1月から6月までの納付書控え)
②	扶養控除等申告書 ※ お持ちでない場合は、従業員・専従者の方に扶養している方がいる場合は、扶養している方のお名前、生年月日、マイナンバーの番号がわかるものをご持参ください。	⑤	税務署より送付された源泉税納付書
③	各種控除証明書 ※ 従業員・専従者が平成29年中に支払われた、国民年金・国民年金基金・国民健康保険料・後期高齢医療保険料・介護保険料・生命保険・個人年金保険・地震保険・小規模企業共済保険料等。	⑥	総括表など区役所より送付された関係書類
		⑦	その他必要と思われるもの
		⑧	事業主の朱肉を使用する印鑑(三文判で結構です)を必ずご持参下さい

以上の①～⑧を忘れずにお持ちください

② 給与所得者の扶養控除等申告書の見本

④ 源泉税納付書(領収済通知書)の見本

① 所得税源泉徴収簿の見本

⑥ 区役所から送付される総括表等(見本) →